

不定期刊行物

翔 べ、優 駿

(第59号) 平成30年8月10日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

残暑お見舞い申し上げます。

昨年夏の「翔べ、優駿」でも「今までに経験したことのない猛暑」と書きましたが、今年も40℃を越えたというニュースが珍しくない程の酷暑で、7月23日には日本の観測史上最高温度41.1℃が埼玉県熊谷市で記録されました。この酷暑の中、皆様、如何、堪え忍んでおられるでしょうか？今年も13日が月曜日となったため、盆連休が2日長くなりました。我が家では、月曜日に最後の夏休みを謳歌している二男駿が帰って来ますが、孫は夏には帰らず、比較的、静かな盆休みです。

さて、当事務所の創立20周年記念業として始まった鉄道線路沿いの旅は、東海道本線を東から西へ、山陽本線を西から東への二正面作戦で行っていますが、東海道本線は兵庫県西宮市の西宮駅、山陽本線は山口県周南市の櫛ヶ浜駅までを歩き終えました。元気な内に、新山口・京都間を完歩したいものです。

また、創立25周年記念事業として始まったRUNNERは、今年もこれまでにフルマラソン2回、ハーフマラソン4回、その他1回のレースに出場し、合計181.08kmを走りました。来年中には、フルマラソン15回、ハーフマラソン30回の完走を達成したいものです。いつか時間にゆとりができれば、全国各地のマラソン大会に参加して回りたいものです。もっとも、そんなゆとりを持つことは認知症への一里塚になってしまうそ

うなので、生涯現役を貫きたいと思っています。夢のまた夢でしょうか？

今年も、もう少し暑さが続きますが、皆様のご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。

ランナーの交通安全について

マラソン大会などでは大会スタッフから道路の左側を走るように指示されることがあります。そのためか、普段のランニングコースでも道路の左側を走っているランナーが多いようです。しかし、道路交通法には、車輛、路面電車と歩行者しか区別されておらず、ランナーは車輛にも路面電車にも当たりませんので、いくら速いランナーでも歩行者に分類されます。

道路交通法第2章「歩行者の通行方法」には第10条（通行区分）において、「歩行者は、歩道又は・・・・道路の右側端に寄って通行しなければならない。」と定めております。従って、法律上はランナーは道路の右側を走らなければなりません。歩行者の通行区分違反に対しては罰則は設けられていませんが、他のランナーとの衝突を防ぐ意味でも道路の右側を走るべきです。

なお、第10条第2項では「歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路においては、・・・・歩道等を通行しなければならない。」と定めています。私は、普段、益田市運動公園で練習をしていますが、歩道を走らず、車道を走っています。以前は歩道を走っていたのですが、歩道と車道の段差が大きく、歩道から車道へ上がる際に躓いて転んでしまうことがあったからです。歳をとって足が上がりなくなっていることの証です。

また、多くのランナーが音楽プレーヤーを使用していますが、外の音が聞こえにくく、注意散漫にもなりやすいので、事故に繋がる危険があるため、使用をやめ、ランニングに集中することが望ましいと言えます。

夏期休業のお知らせ

当事務所では、下記のとおり、夏期休業を実施いたします。なお、休業中も事務所の電話は私の携帯電話へ転送されていますので、お急ぎの方に限り、事務所（２２－２０７３）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありません。

夏期休業 ８月１１日（土）～８月１６日（木）